

## 柔道整復師(整骨院、接骨院)のかかり方について

柔道整復師とは、骨折、脱臼などの痛みに対して施術を行う専門家です。この施術には国民健康保険の使用に制限があります。

- 保険証が使える場合
  - ・外傷性の捻挫、打撲（スポーツでの捻挫など）
  - ・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術
  - ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術（応急手当後の施術には医師の同意が必要です）
- 保険証が使えない場合
  - ・単なる肩こりや筋肉疲労など（疲労性、慢性的な要因による）
  - ・病気によるこりや痛み（内科的原因による疾患）
  - ・症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
  - ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術

**施術を受けるときの注意事項**

- ・外傷性の負傷でない場合、国保は使えません。また、負傷原因が労働災害による場合は、労災保険が適用されます。
- ・病院での治療と重複はできません。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
- ・療養費支給申請書は、日数、金額などをよく確認し原則自分で署名してください。

（後期高齢者医療制度に加入されている方も同様です。ご理解ください）

医療費は、皆様からの保険税や自己負担部分で賄われています。一人ひとりが国保の使える範囲を正しく理解し、適切に受診いただくことが医療費の適正化につながります。皆様方のご協力をお願いします。

**お問い合わせ** 健康福祉課医療介護保険グループ 有線 31-5121、5123  
 TEL 54-2511  
 島根県後期高齢者医療広域連合 TEL 0852-20-7527

## 労働保険の加入手続きはお済みですか！

**一人でも労働者を雇用していれば労働保険に加入する必要があります。**

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌する強制保険制度です。

### 労災保険…

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

### 雇用保険…

労働者の方が失業した場合に、失業手当を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。また、事業主の方へは、失業の予防、雇用機会の増大、雇用の安定等に係る各種助成金制度が設けられています。

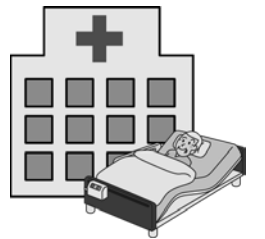
- ★労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。
- ★どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているか否かをインターネット上で確認できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ「分野別の政策 雇用 労働 労働基準」  
 >「施策情報 労働保険の適用 徴収」  
 >「労働保険に関する総合情報はこちら」>「適用事業場検索」

**お問い合わせ**

**島根労働局労働保険徴収室 TEL 0852-20-7010**

## 奥出雲病院からのお知らせ — 「地域包括ケア病棟」のオープンについて —



当院では、急性期（病状が急激に現れる時期）治療後のリハビリ、在宅復帰に向けた医療や支援を行なうため本年7月より地域包括ケア病床を33床に増床しましたが、更に復帰支援の強化を図るために、10月1日より2階病棟を「地域包括ケア病棟（47床）」として運営することとしました。

### 地域包括ケア病棟とは？

「地域包括ケア病棟」では急性期の治療を経過し、病状が安定した患者さまに対して在宅や介護施設への復帰に向けて、医療管理、診療、看護、リハビリ、在宅復帰支援担当者などが協力して支援を行ないます。本来は、一般病棟で症状が安定すると、早期に退院をしていただく事となっていますが、在宅での療養に不安があり、もう少し治療した方が良いと判断した患者さまの為に「地域包括ケア病棟」を準備し、安心して退院していただけるよう支援して参ります。

### どのような場合に入院となるのですか？

在宅あるいは介護施設に復帰予定で、主に次のような患者さまが対象です。入院治療により状態は改善したが、当院でもう少し経過観察が必要な方や症状は安定したが、在宅復帰に向けてリハビリが必要な方等が対象となり、一般病棟からの移動、又は地域包括ケア病棟への直接入院を主治医が判断して、患者さまやご家族に今後の治療等のご提案を行ない、ご了解が得られた場合に「地域包括ケア病棟」に入院していただきます。

入院期間は、患者さまの状態に応じて調整いたしますが、国の基準では60日が限度となります。

### 入院費について

入院費は国の定めた入院料で算定します。月の医療費の負担は一般病床に比較して自己負担額が増額となる場合もありますが、多くの医療行為を受けても（但し、高額な医薬品の投与、特殊な検査や手術等の費用は別途負担となります）その内のほとんどの治療費が入院費用に含まれています。また、負担上限額についても一般病床の場合とは変わりません。

## 土地取引の届出制度について

国土利用計画法により、一定面積（※）以上の取引（売買、交換等）をした場合は**契約締結日を含めて2週間以内**に取り引きした土地が所在する市役所又は町村役場へ届出が必要です。

※届出が必要な面積は次のとおりです。

- ① 市街化区域内の土地 2,000㎡以上
- ② ①を除く都市計画区域内の土地 5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外の土地 10,000㎡以上

～ 詳しくは、県庁用地対策課（0852-22-5077）

又は奥出雲町役場企画財政課（54-2522）にお問い合わせください～